

被災地域における公共工事の前金払の特例について

平成23年4月 国土交通省

<原則>

代金の4割以内



5割以内に引上げ

<被災地特例>

国発注工事では中間前金払(代金の2割以内)対象工事を

300万円以上の工事に拡大(現在1千万円以上・150日以上の工事)

(※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)

(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村)

(※2) 特例の適用期間

当面平成23年度内。国土交通省においては平成23年4月22日以後に契約を締結する工事から適用。地方公共団体については平成23年4月27日から措置。

(※3) 被災地域における設計・調査、測量及び機械類の製造についても、前金払の割合を4割以内に引き上げ(原則3割以内)

(別添1)

(参考) 前金払について

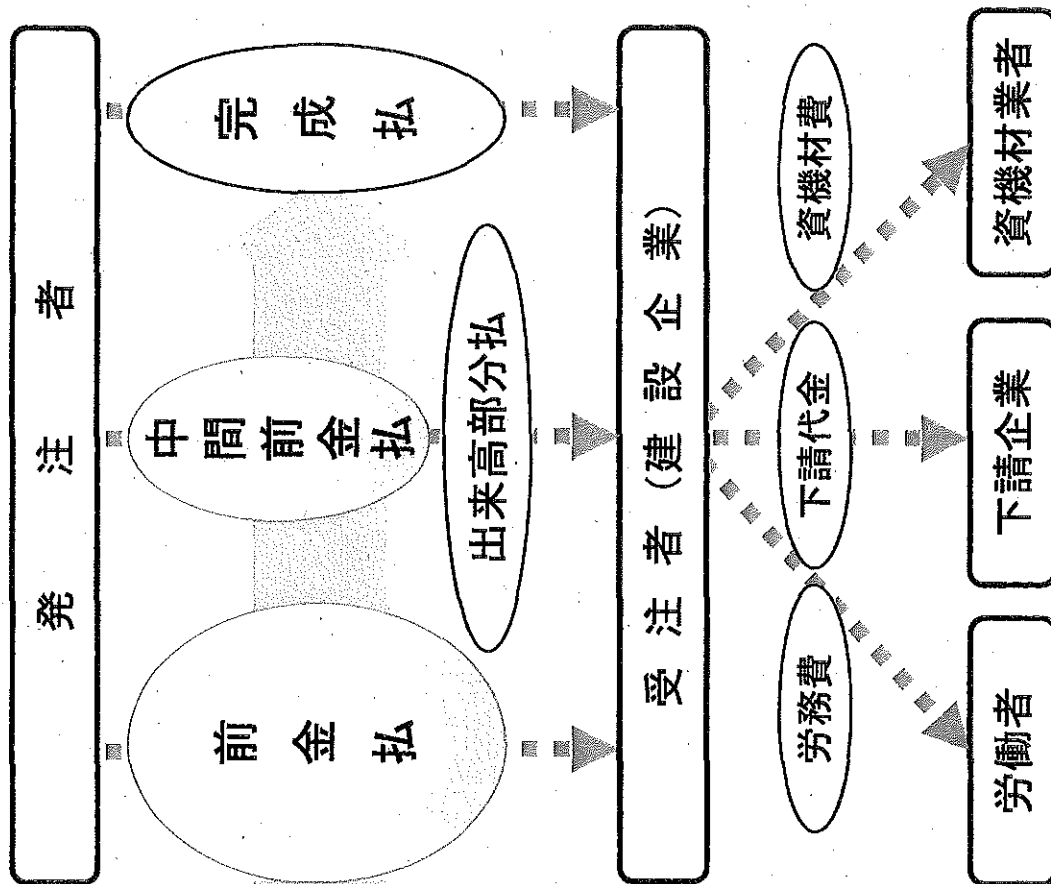
前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

＜前金払による工事資金の流れ(イメージ)＞



平成23年4月21日

国土交通省

総合政策局建設業課

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について

I. 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、被災地域における国発注工事の前金払の割合を引き上げる等の特例を設ける。

II. 特例の内容

(1) 被災地域(※1)における国発注工事について、次のとおり取り扱う。

① 前金払の割合を、請負金額の10分の5以内とする。(※2)

(原則：請負金額の10分の4以内)

② 中間前金払の対象となる工事を、請負金額300万円以上の工事とする。

(原則：請負金額1000万円以上かつ工期150日以上工事)

(※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)。具体的には、

・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村

・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村が該当(4月20日現在)。

(※2) 設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合についても、請負金額の10分の4以内に引き上げ(原則：請負金額の10分の3以内)。

(2) 特例の適用期間

当面、平成23年度内とする。なお、国土交通省直轄工事については、平成23年4月22日以後に契約を締結する工事から適用する。

< 問い合わせ先 > 総合政策局建設業課 佐藤、井上

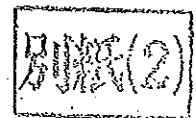
TEL: 03-5253-8111 (内線24753、24754)

直通 03-5253-8277

大臣官房地方課 内田、植垣

TEL: 03-5253-8111 (内線21952、21963)

直通 03-5253-8919

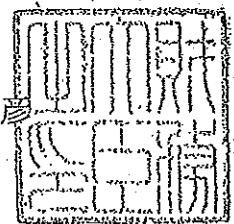


財 計 第1322号
平成23年4月21日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣

野 田 佳 彦



公共工事の代価の前金払の特例について

平成23年4月20日付国官会第243号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

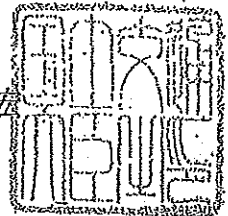


別紙(1)

国官会第243号
平成23年4月20日

財務大臣 殿

国土交通大臣 大畠 章宏



公共工事の代価の前金払の特例について

平成23年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事（下記1.に掲げるものに限る。）の代価の前金払の範囲及び割合については、平成23年3月25日付国官会第2595号による協議に係る回答にかかわらず、下記2.に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

記

1. 特例の対象となる公共工事

特例の対象となる公共工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行される公共工事とする。

（参考）4月20日現在における災害救助法適用市町村

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村^(※)

（※）・青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

・長野県：下水内郡栄村

・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

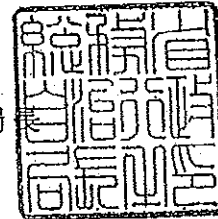
2. 1. に係る前金払の範囲及び割合

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事に係る材料費、労務費、機械器具の賃借料、動力費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 200 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3,000 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3,000 万円未満であっても、当該契約中に単価 1,000 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 10 分の 5 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 6 以内。 請負代価の 10 分の 4 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 5 以内。 請負代価の 10 分の 4 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 5 以内。 製造代価の 10 分の 4 以内。

総行行第54号
平成23年4月27日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長



地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第110号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第43号）は、平成23年4月27日に公布され、同日施行されました。

今般の改正は、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の復旧事業等に係る工事が円滑に実施されるようにするため、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合の上限を引き上げることをその内容とするものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

改正の内容

- 1 東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の4割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができるものとする。こと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第2項関係）
- 2 1の公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の材料費等に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、当該経費の5割を超えない範囲内とすること。（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項関係）

地方自治法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第七条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に三割以内の割合を加え、又は当該割合から一割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。 2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の三割」とあるのは、「当該経費の四割」とする。	附 則 第七条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に三割以内の割合を加え、又は当該割合から一割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

地方自治法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第三項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。 2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「四割」とあるのは、	附 則 第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

「五割」とする。

- 3| 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前二項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。
- 一 工期の二分の一を経過していること。
 - 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

- 2| 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。
- 一 工期の二分の一を経過していること。
 - 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

参照条文

○会計法(昭和22年法律第35号)

第二十二条 各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

○予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)

第二条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二条の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。

一～二の二 (略)

三 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第一項に規定する公共工事の代価

四～七 (略)

第四条 第二条第二号から第六号の二まで又は前条第一号から第六号までに掲げる経費についてこれらの規定により前金払又は概算払をなすことができる範囲及び第二条各号又は前条第一号から第六号までに掲げる経費についてこれらの規定により前金払又は概算払をなす場合における当該前金払又は概算払の金額の当該経費の額に対する割合については、各省各庁の長は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

○公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)

第二条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

○昭和39年建設省告示第1333号

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項の規定により、次に掲げる工事及び測量を公共工事として指定する。

一～五 （略）

六 国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人（営利法人を除く。）の発注する工事及び測量

六の二～二十一 （略）

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第二百三十二条の五 (略)

- 2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。

第百六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる

一～二 (略)

三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

四～八 (略)

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

附 則

第七条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割(当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に三割以内の割合を加え、又は当該割合から一割以内の割合を減じて得た割合) を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

○地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)

附 則

第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

2 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

- 一 工期の二分の一を経過していること。
- 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。